

平成27年7月21日

東京地方裁判所

## 不適切な郵便切手管理についてのお詫び

このたび、東京地方裁判所民事21部（執行センター）及び東京簡易裁判所民事8室（公示催告係）において不適切な郵便切手管理が行われていたことが確認されましたので、ご報告するとともに、お詫びいたします。

東京地裁民事21部（執行センター）及び東京簡裁民事8室（公示催告係）において、書記官が、書類の送付事務を効率的に行おうとの意図のもと、別々の事件の書類を同一の宛先へ送る際に、まとめて送付するなどしました。その結果、当事者から納付された郵便切手の一部が使用されずに余りましたが、その郵便切手を当事者に返還しないまま保管していました。このようにして保管されていた郵便切手の合計は161万3963円です。

1人当たりの返還すべき額は、約20～500円です。当庁では、今後、返還すべき方をできる限り特定して、返還することとしております（詳細につきましては、後日、当庁のホームページによりお知らせいたします。）。

当庁において不適切な郵便切手の管理が行われていたことは誠に遺憾であり、深くお詫びいたします。

本件に関するお問い合わせ等につきましては、専用電話窓口（フリーダイヤル）までお願いいたします。

- 民事21部（執行センター） 0120-114645
- 東京簡裁民事8室（公示催告係） 0120-541154

（受付時間は、いずれも平日の午前9時から午後5時までとなっています。）

※裁判所の名を騙る詐欺にはご注意ください。本件に関連して、裁判所が以下の行為をすることは絶対にありません。

- ・裁判所を利用したことがない方に連絡をすること
- ・現金の支払いや振込みを求めること
- ・クレジットカードの番号や通帳の暗証番号などを照会すること

- ・電子メールでの連絡をすること

また、裁判所の連絡先として、虚偽の連絡先を記載した文書が送付されることも考えられますので、裁判所に連絡する際には、このホームページに記載されている連絡先をご確認下さい。

少しでも不審に感じたら、上記の専用電話窓口までお問い合わせ下さい。